

地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業（実現年度：平成24年度）
地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例



心のふるさと おおくら観光・交流特区（大蔵村）

特産酒類の製造事業（実現年度：平成20年度）
地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例



黒石りんごワイン産業活性化振興特区（黒石市）

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（実現年度：平成16年度）
公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例
【3歳以上は平成22年6月全国展開】



地産地消で豊かな給食特区（清里町）

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業（実現年度：平成16年度）

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡システムを使用できる特例【平成18年3月全国展開】



環境にやさしいカーシェアリング 広島特区（広島県）

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（実現年度：平成15年度）
小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育過程の弾力化を認める特例
【平成20年4月全国展開】



太田外国語教育特区（太田市）

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業（実現年度：平成14年度）
農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入を認める特例【平成17年9月全国展開】



小豆島・内海町オリーブ振興特区（内海町[認定当時]）

地域限定特例通訳案内士育成等事業（実現年度：平成27年度）
地方公共団体が独自に実施する研修を終了すれば、通訳案内士でない者でも外国語で有償ガイドすることができる特例【平成30年1月全国展開】



京都市認定通訳ガイド特区（京都市）

特定農業者による特定酒類の製造事業【どぶろく特区】（実現年度：平成15年度）
農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例



日本のふるさと再生特区（遠野市）

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（実現年度：平成22年度）
必要な安全措置を講じた上で搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を行うことができる特例【平成27年7月全国展開】



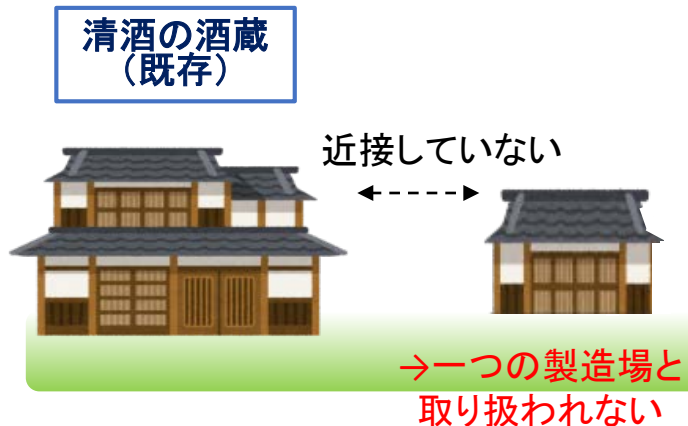
つくばモビリティロボット実験特区（つくば市）

(1) 清酒の製造体験のための酒税法の特例

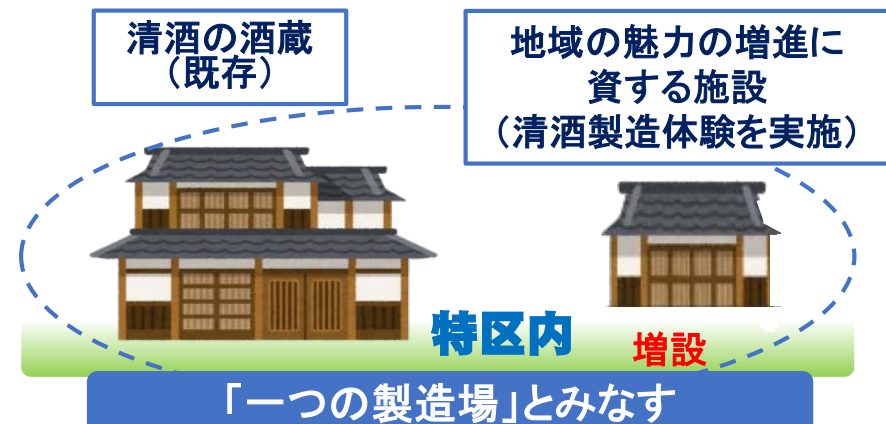
【第27条】

- 清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。
- 清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。

現行



特例措置後



特例措置

清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。

(2) 地方公共団体による土地区画整理事業の施行の特例

【第32条】

○周辺地域の市街化の進展等が特に著しく、建築物の建築等に対する需要が急激に増大している等の一定の市街化調整区域について、宅地、農地等の土地利用の整序と基盤整備を地方公共団体施行の土地区画整理事業により円滑かつ迅速に行えるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。

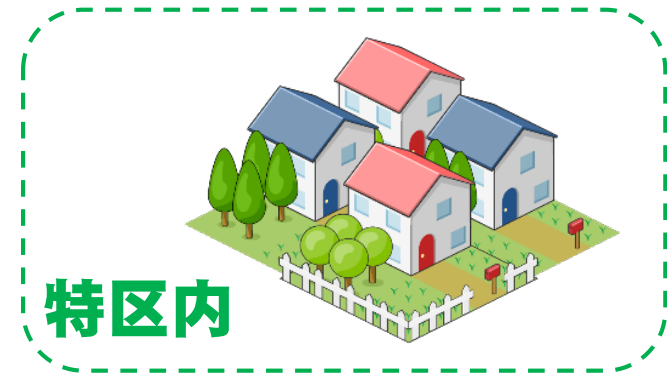
現行

土地区画整理事業に関する都市計画は、その基準を定める都市計画法において、市街化区域（計画的に市街化を図る区域）内の区域について定めるものとされている。

➡ 市街化調整区域のままでは、地方公共団体は土地区画整理事業を施行できない

特例措置後

一定の市街化調整区域内において、地方公共団体施行の土地区画整理事業を可能に



特例措置

地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。